

第十号様式(第三十八条関係) (昭四九運令二八・追加、昭五〇運令二〇・一部改正、昭五五運令四五・旧第七号様式繰下、平二運令一一・一部改正、平二運令三三・旧第八号様式繰下・一部改正、平二運令三九・平一八国交令九三・平一九国交令一九・平二三国交令九四・平二五国交令六四・平二六国交令四七・平一九国交令四三・令元国交令二〇・一部改正)

第 号	身 分 証 明 書	字 真	職 氏 住	生 年 月 日	名 所	右は、造湾法第五十六條の五第一項の規定により同法第三十七條第一項(第四十三條の八第二項、第五十五條の三の五第二項、第五十六條第一項)の規定による許可に係る行為に係る場所又は当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入ることができる者であることを証する。	交付年月日 有効期間	発行機関名	発行機関印

(表)

第五十六條の五 国土交通大臣、都道府県知事又は造湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第三十七條第一項、第四十三條の八第二項、第五十五條の三の五第二項若しくは第五十六條第一項の規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裏)